

奈良県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和四年三月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
	旧	新		
福井 識正	いこい鍼灸治療院 橿原市出合町一八五―一二	（所在地） 橿原市石原田町二一七―一―二八五―一二	（所在地） 橿原市出合町一八五―一二	平成二十九年九月四日